

第5回 袋井市水道料金等懇話会議事録

期 日 令和2年1月22日(水) 午後1時30分～4時00分

場 所 袋井市浅羽支所 1階 第1会議室

出席者 委員：兼子文夫、宮原高志、伊藤静夫、水谷欣志、川上政年、
榛葉美希（設置要綱順による 出席者6名）

市：部長、技監、水道課(4名)、下水道課(3名)

コンサル：大場上下水道設計(2名)、日本水工設計(1名)

□ 質 疑

1. 水道事業について

委員D

基幹管路の耐震化について、平成30年度の目標値44%に対し、実績が46.4%であり、耐震化のスピードアップは図られた一方、収入は減少したとある。この文章表現では、耐震化事業を優先したあまりに、収入について考えてなかったと受け取られないか？実際にはどうなのか？

水道課長

水道管路については口径75mm以上が約500kmあり、その内の約200kmの基幹管路については平成28年度の料金改定の際に事業計画を策定し、必要な費用を計算して料金改定を実施した。そして計画的に事業を推進し、耐震化率が46.4%となっている。残りの約300kmについては、詳細な計画がなかったため、年間6千万円ほどに分けて更新を行ってきたという状況である。

そして、今回、残りの約300kmの配水支管の更新計画を策定し、必要な費用を計算した結果、新たに1.8億円の事業費が必要となった。決して収入を考えずに事業を進めてきた訳ではなく、計画的に実施してきた。

来年度の管路工事の予算編成については、料金収入や内部留保資金の残高等を考慮して計画した。

委員A

意見書には、計画に見合う収入確保の取組みについて具体的な表現を加えることの要望ということでもいいか？

委員D

はい。

委員G

平成28年度の料金改定で赤字が解消し内部留保資金も確保できたが、それ以降は黒字額や内部留保資金が減少したということだが、その原因は水の使用量の減少や人口減少だけなのか？それとも、基幹管路の工事を実施したために減少したのか？

水道課長

前回の料金改定時は、赤字であったことや内部留保資金が減少傾向であったこと、また、基幹管路の更新計画を策定したことで、料金改定を行った。それにより、赤字は解消され、内部留保資金も積立てられた。

ただし、前年度と今年度の実績値では、給水人口は増えているが、1件当りの使用水量が減少しているため、給水収益は減少している状況である。そのため、今回料金改定を実施しても給水収益は減少傾向となる可能性がある。

そのような状況のなかで、配水支管の耐震化や老朽化施設の更新をしていく必要がある。そのための費用を確保するために、今回の料金改定を提案した次第である。

委員A

P. 5の大規模地震に備えた提言について、提言内容については問題ないが、対象としている地震や災害の規模について明記する必要があるだろうか？委員Cの意見を伺いたい。

委員C

ここでは方向性が示してあれば、そこまで細かく記載する必要はないと思う。

なお、3段落目と4段落目の最後の文章の文末表現を揃えた方が良いと思う。

委員D

ウの2段落目の文章が会長が指摘した部分で、それぞれを詳細に記載する必要はないのではということだが、地震を含めたあらゆる災害に対する備えには管路の修繕や応急給水等の様々な作業があるため、人員確保が必要ということか？

委員A

そもそも懇話会の名前が“料金等”であり、政策等にどこまで踏み込んで提案するのかということは当然あるが。

委員D

料金改定に直結する要因であると思うが。

委員A

内部留保資金や積立が必要な理由が分からないと指摘されると思う。

委員F

これまでの資料では料金の表記は2ヶ月分であったが、P. 7の表は1ヶ月分であるのはどうしてか？

それと、従量料金の値上げ率で、25m³までが4.2%、50m³までが3.9%、51m³以上が6.0%であるが、金額にすると25m³までと50m³までが同額の6円60銭

で51m³以上が7円70銭である。率にすると中間の50m³までが低くなっており違和感を感じるが。何か理由はあるのか。また、料金収入総額への影響はないのか。

水道課長

料金表が1ヶ月分になっているのは、条例が1ヶ月表記のためである。
従量料金の設定については、基本料金収入と従量料金収入の割合を決め、その中で決めた単価であり、端数処理の関係で50m³までの従量料金の値上げ率が低くなった。

委員F

そういうことではなく、前回の資料でいえば、50m³までと100m³までの上げ幅が同額の6円60銭であるため、率にすると100m³までの方が下がってしまうため違和感を感じる。

大場上下水道設計

補足説明ですが、まず、料金は税抜き価格で計算している。あと、逓増度が1.1というのが前提条件であり、これは前回の料金改定時に決定した事項である。この条件のもと、必要な従量料金収入を得るために単価を設定しており、また、税込み価格にした際に円以下があると計算しづらいため、そのことも留意して設定した結果である。

委員A

料金改定後に26～50m³の使用者の料金収入が減るということはないか？

大場上下水道設計

今回の料金シミュレーションは平成30年度の検針実績を基にしており、使用量を将来の減少傾向で補正して料金収入を試算している。そのため、従量料金の中間部分（26～50m³）の値上げ率を低くしたからといって、料金収入への影響はない。

1ヶ月当たり26～50m³は使用者が最も多い階層であるため、値上げ率によって収入総額に大きな影響を与えてしまう。そういったことを含めて試算しているので必要としている料金収入は確保できる。

委員A

最終的には総収入であって、想定外に収入が減ると事業が計画通りに進まなくなるわけだが。

大場上下水道設計

皆さんの水の使い方が極端に変わらないことを前提条件としている。

委員A

委員Fの指摘の内容と、今後、部長が委員会に説明する内容と齟齬は生じないということでしょうか？

事務局

(問題なし)

委員 A

P. 8 の(ア)の算定要領について、袋井市水道料金算定要領は公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領を参考に作成となるが、袋井市の算定要領はモデルに対して追加や削除した項目はあるのか？

水道課長

袋井市は遠州水道の水を買っているため受水費がある。県内では受水費を支払っている事業体が多いが、全国的には河川の水を浄水して事業体も多くあるため、本市としては受水費が特徴の一つと考える。

また、料金体系も様々で、例えば従量料金については通減制を採用している事業体があるが、袋井市は通増制を採用している。基本水量についても、浜松市のように基本水量を設けていない事業体もあるが、袋井市では採用している。

特別な項目はないが、これらが袋井市の特徴かと考えている。

委員 A

議論のなかで、近隣市町の状況やモデル事業を十分に考慮して欲しいという考えがあって、その辺りの表現を入れて欲しい。

本市の特色というものを出さないと市民の理解を得られないと思うので、確認をした次第である。

委員 F

P. 9 の(ウ)で委員 B の指摘箇所と同じ文章であるが、意見書の「従量料金収入の比率を下げて」というのはおかしいと思うし、委員 B の「従量料金の上昇率を抑える」というのも、先ほど計算した51m³以上の従量料金単価の値上げ率が6.0%で最も高いことから、表現がおかしいと思う。

水道課長

委員 F の意見や委員 B の意見を踏まえて表現を見直す。

委員 A

P. 10 の内部留保資金について、前回の懇話会では7.2億円から今回見直した結果、6億円は必要となったが、6億円の積算根拠と6億円で足りるという見通しについて十分に記載されていないと思うが。

水道課長

6億円の積算根拠と見通しについては記載内容を改める。

運転資金については、年間で約15億円の収入があるが、3億円は約3ヶ月分であることと、1ヶ月で最大3億円程度の支出があることから、その分は確保したいと考えている。

残りの3億円については、基幹管路の事業費が年間約3億円であり、途

切れなく事業を進めたいという考えで、併せて6億円としている。

委員A

運転資金分については分かるが、基幹管路で3億円を使った場合、大規模災害が起きた時の復旧費用はどうするのか？基幹管路の事業費は年度の収入の範囲で補てんするため、考え方によっては内部留保資金の3億円は全額予備費とも考えられる。そのあたりの表現の仕方を考えて欲しい。

水道課長

内部留保資金の目標額を決めるにあたり、最低限はいくらかということ
で6億円とした。確かに大規模地震に備えるとなると、いくらあっても足
りなくなる。記載方法については見直す。

委員G

災害の種類や規模はいろいろあるが、これまでに起きた災害による復旧
費用のデータはあるのか？おそらく莫大な金額になると思うが、内部留保
資金の6億円は微々たるものなのだろう。

委員A

水道管が破裂して道路が陥没した場合、水道管の復旧費用は水道事業が
負担するが、道路復旧についてはどこが費用負担するのか？

水道課長

災害時についてはいろいろと想定されるので、平時について回答すると、
原則として起因者が負担することになる。

委員Gの災害復旧にどの程度の費用がかかるかという質問については、
災害の規模によって変わってくる。普段の漏水修繕では1ヶ所20～30万円
かかっている。

委員A

改めて、内部留保資金の6億円というのは了解ということでよいか？委
員Fは意見があるか？

委員F

内部留保資金はある程度必要ということは分かるが、6億円が妥当かと
いうのは難しい。ただし、過去の実績からある程度確保できるというので
あれば、6億円で良いと思う。

委員A

強いて言えば、大規模災害等で6億円では不足する事態になった時の緊
急財政支援等は、配慮して欲しい旨は記載しても良いのではないかと。

都市建設部長

当然、出来るだけ早い復旧を目指して、必要な措置を講じることとなる。

委員A

そうであれば、料金懇話会の意見書としては、料金で賄いきれないものについては、別途お願いするということが良いか？

委員

(意見無し)

委員A

P. 11について、文章の中に生活困窮者や経済的弱者という言葉を使っているのか。あと、基本料金を大きく値上げしたとあるが、10～20%というは大きい範疇なのか？

委員G

値上げすることで滞納者が増える可能性もあるが、生活弱者への対応は難しい。

委員A

困窮者や弱者という表現が行政上問題があるならば、表現を考慮して欲しい。

委員C

P. 5の耐震化の部分について、ハード面の整備について記載しているが、下水道の方ではBCPについて記載しているため、水道の方もソフト面についても記載した方が良い。

水道課長

水道の方でもBCPや、地震時の対策、風水害時の対策、情報セキュリティ面での対策等のソフト面について追記する。

委員A

概ね水道事業分についてはまとまったということで、休憩後下水道の審議に移る。

~~~~~ 休 憩 ~~~~~

## 2 下水道について

委員A

12 ページ「(1) 下水道事業の現状と経営課題」、13 ページ「(2) 下水道事業の経営課題への提言」について意見、質問はあるか。

13 ページに「技術職員が不足」とあるが、技術職員とは具体的には処理場の管理者ということか。

下水道課長

現在、管渠整備を推進しているが、その際の管路工事の設計や監督員などが行う技術職員が不足している。

委員A

下水道事業に特定しているわけではないということか。  
市の人事異動等で人員が増えることもあるのではないか。

下水道課長

人員不足は他の課にも当てはまる。下水道課も人員の増を総務課へお願いして募集等はかけているが、採用まで至っていない。

委員A

管路の整備など計画推進業務にも支障があるということか。

下水道課長

そのとおりである。

委員G

人員不足によって、技術の継承ができなくなる。民間委託等はしているのか。

下水道課長

浄化センターの建設に関しては、日本下水道事業団に委託をしている。  
管渠整備については下水道課の技術職員が行っており、その人員が不足している。

委員D

技術とは、専門的な技術のことか。

下水道課長

浄化センターの維持管理に関しては、下水道に関する技術的な資格のある会社へ委託している。  
管渠の整備や設計等に関する技術職員が不足している。

委員D

13 ページに「工事の集約化、大型化」と書いてあるが、反する意味に捉えられる。

下水道課長

集約化とは道路工事等の他工事と連携し、下水道工事も同時に行い工事費の削減等を行うことである。  
大型化は、複数の工事を纏めて発注を行うことである。

#### 委員C

技術職員不足もあると思うが、職員の年齢的なバランスはどうか。

#### 下水道課長

年度毎の退職に伴い、新規職員の採用を行っているが、民間業者へ行く人が多く、行政になかなか人が集まらないのが現状である。

総務課においても引き続き採用を行っている。

#### 委員A

人員不足は理解したが、どういった業務へ支障があるのか、分かりやすくまとめて提示していただきたい。

14 ページのストックマネジメント計画の策定の文中に「平成 30 年度に」を追記する。

14 ページの徴収強化について、水道事業では滞納額の一部を弁護士事務所へ委任等しているが、下水道事業も委任等しているのか。

#### 水道課長

水道料金は私債権のため弁護士委託が可能であるが、下水道使用料等については強制徴収公債権のため、滞納処分への弁護士委託はできない。

下水道使用料等は差押え等の滞納処分を実施し、徴収強化を図っていく。

#### 委員A

15 ページの「ク 下水道使用料の改定」について意見はあるか。

#### 委員D

料金改定について、効果を記載したらどうか。

#### 下水道課長

基準外繰入金については、2 回の改定で解消するという内容を記載する。

#### 委員A

16 ページ「新下水道使用料案」について質問はあるか。

農業集落排水事業についての話は特に問題はないか。

#### 下水道課長

農業集落排水事業については、整備が完了している。なお、改築更新については、ストックマネジメント計画等で補助金を受け、更新を進めていく。

元々の利用者が少ないため、使用料収入は少ない。農業集落排水事業だけ大幅に使用料を増やすのは利用者の負担が増えるため、下水道事業と同様の使用料改定を行う。

また、来年度からは下水道事業会計として、公共下水道事業と農業集落排

水事業の会計をまとめ、それぞれの事業の経営状況はセグメントで区分する。

委員A

18 ページ「新下水道使用料算定の基本的な考え方」についてはどうか。

2 回目の使用料改定時に 20 パーセント上げると、使用料単価が 150 円/㎡を超えるが、使用料単価は 150 円/㎡が限度となるのか。

下水道課長

現状はその考えである。

委員A

委員の方に確認するが、19 ページの「(ウ)基本料金」についての結論は了解という認識で良いか。

また、使用料体系等の答申案もまとめたという考えで良いか。

委員 I から何か意見はあるか。

委員 I

改定について、これからどういう流れで進むのかを説明していただきたい。

水道課長

20 ページのまとめで説明させていただく。

上水道及び下水道の両方使用した場合を想定し、上下水道料金の合算で、使用者の負担感がどのくらいになるのかを検討した。

その中では、「両者の経営状況を見比べて、より経営が厳しい下水道事業の使用料を改定して、水道料金の改定は令和 8 年度にすべきである。」また、「利用者の負担を考慮して水道料金の改正率を低くしたらどうか。」などの意見も出された。

なお、上下水道は、施設の維持管理が必要であり、その費用を使用者全体で負担をすることになるため、公平な料金設定が必要となる。費用負担増による納付者への配慮は、上下水道事業とは別の部門において対応を進めていただけるように望む。

今後の流れについては、まず、次回の懇話会で意見書としてまとめさせていただく。

その後、3 月には意見書を市長に提出していただいた後、市で検討を行い、6 月には改定についての結論を出し、条例改正となれば 9 月市議会において改正をし、令和 3 年 4 月に新料金体系となる予定である。

委員A

まとめについて質問はあるか。

委員F

「両者の経営状況を見比べて、より経営が厳しい下水道事業を改定して、

水道料金の改定は令和8年度にすべきである」という意見と、16 ページにある「改定率を大きく設定する」という意見については、「改定率を大きく上げる」という意味ではなく、前倒しで実施するのはどうか、という意味で申し上げた。

水道課長

文面については、表現を訂正させていただく。

委員A

委員Dはどうか。

委員D

最終的に、バランスの取れたケース2に意見がまとまったという理解で良いのではないか。

委員G

「使用料算定期間」について5ヵ年とあるが、料金の変動についてもう少し細かくチェックは行っていくのか。

水道課長

大きく言うと半期ごとに経営状況を報告している。

毎年の予算編成の中で、状況に応じて工事量を増減するなど、バランスを取っていく。

委員A

委員Cはどうか。

委員C

市民は長期的に持続可能なインフラを求めている。これまでの話し合いで持続の可能性が高まったと思う。小まめなチェックは今後も必要である。

委員A

今回の出た意見案でまとまったという認識で良いか。

今日の意見を事務局においてまとめていただきたい。

水道課長

次回、第6回の懇話会には今回出た意見を元に最終案を提出する。

今日の懇話会はこれで終了とする。

また、次回は2/17（月）に同会議室にて開催させていただく。